平成２２年（フ）第１３８７０号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野４―５―14、住民票上の住所埼玉県比企郡滑川町みなみ野３―17―１　ハイツアーバンＣ棟202
債務者　室谷はるみ
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７１号
東京都港区北青山１丁目６―４―215
債務者　佐々木クリスティーヌ
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３号
東京都小平市津田町１丁目22番31号
債務者　武藤めぐ美
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７５号
東京都町田市小川１丁目13番地６町田コープタウン19―301
債務者　小田　敏宏
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７７号
東京都調布市深大寺元町４丁目３番地７
債務者　中村　正子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９０号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―９―104
債務者　森　理喜子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１８号
東京都狛江市和泉本町１丁目１番16―301号
債務者　阿部　勝行
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１１９号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地１―107
債務者　田村美津枝
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
石川県石川郡野々市町押越２丁目71番地の１モンティーＢ号室
債務者　石元　裕光
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午後３時　金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第８１３９号
東京都江戸川区北葛西２丁目28―８―Ａ―210
債務者　吉清水　誠
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月21日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７７号
愛知県豊田市前山町３丁目３番地７　アーバンスクエアⅡ30Ｄ号
債務者　西山　さや
１　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月18日午後２時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２３１号
栃木県佐野市小中町1270番地１
破産者　泉　　賢司
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。　宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５９０号
さいたま市見沼区島町1196番地21　薬師台ガーデン２号、旧住所さいたま市見沼区春岡３丁目39番地４
破産者　寺尾　文孝
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９１号
さいたま市見沼区島町1196番地21　薬師台ガーデン２号、旧住所さいたま市見沼区春岡３丁目39番地４
破産者　寺尾味名子
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２７号
さいたま市北区土呂町２丁目32番地５
破産者　三次　克幸
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２８号
さいたま市北区土呂町２丁目32番地５
破産者　三次　弘子
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係